



在宅・深夜・週休日の勤務実施 管理職特別勤務 手当を請求しよう！ 在宅勤務の手当不支給に対し 人事院は支給対象の 勤務と判定 管理職特別勤務手当・行政措置要求 近畿支部

NO. 317
2018.12.11

発行
国土交通省管理職ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www.k-union.network/

ユニオン近畿支部は、在宅で行った業務について管理職特別勤務手当が不支給となったため、昨年7月に適正支給を求め人事院に行政措置要求を行いました。11月26日人事院は、「手当の支給対象となる勤務として給与上の措置を講ずべき」との判定を行いました。



2015(平成27)年、近畿地整の京都国道事務所(京都事業)と姫路河川国道事務所(姫路事業)において週休日に起こった交通事故の対応に際し、迅速、適切に対応するため在宅勤務を行ったにも拘らず地整当局は「電話やメールをしている以外は業務外のこととしてよい状況」当該勤務にかかる時間帯に勤務官署での勤務と同様な勤務を行ったとは認められない。「本省とも協議した見解」として管理職手当の不支給を決定しました。

こうした不当な決定に対しユニオン本部、近畿支部は本省、地整当局を追及するとともに人事院とも協議を行なってきました。その結果、人事院は次の見解を示しています。
①業務内容を知らない人事院が個々の事例の判断はできないし、個々の事案についての判断はしない。
②在宅勤務が官署勤務と同様になる可能性は否定しな

い。(迅速対応、効率的) ③従来の特勤手当と同様であるが、単なる業務を行っただけを対象としていない。勤務の必要性とその内容、自宅勤務については出勤しなかった緊急性・効率性が説明できる内容でなければならぬ。

一方本省当局は、在宅勤務について「自宅等で勤務すること自体は特殊な勤務形態である。自宅での勤務の例としては、大規模災害
【京都事業】
平成27年8月9日(日)午後7時頃トラックが道路照明灯に衝突し、その通信線にもたれかかっているとの一報を受けた。事務所長から自宅を復旧対応するよう指示を受け、警察等と通行止め協議、維持業者への指示上部機関への報告を約5時間以内にわたり電話、メールにより連絡調整指示を行った。

等で交通が遮断され勤務官署に行きたくても行けない場合が想定される」としていましたが、ユニオンの追及に対し「在宅の場合には在宅で部下に指示すれば足りるものについては出さない」と人事院も言っているの、そこは適切にやっていると。在宅だから出さないと。言う訳ではない。(2016年5月)「災害時の時など勤務官署に行けない場合などは、必ずしも支給対象とならないとは考えておらず、勤務官署と同等と考えられる場合は、支給することとなる。勤務官署と同等職務か判断させていた。業務内容に基づいて勤務官署と同等か判断させてもらう。いろいろな判断となるが、事務所が実情を一番承知している。(2017年5月)としながらも、今回の不支給について何ら説得性のある説明も行わな

いままです。そのため、近畿支部は2017年7月人事院に対し
【姫路事業】
平成27年4月18日(土)午前3時頃トラックが工事仮設物の仮支柱に衝突し、その部品が散乱しているとの一報を自宅を受けた。即応性、即断性を鑑み、自宅において警察と車線規制の調整、工事管理者との安全確認、維持業者等への指示上部機関への報告を約6時間以内にわたり電話・メールにより連絡調整指示を行った。

「管理職特別勤務手当制度の趣旨をことさらに狭め管理職員の臨時緊急時の責任ある行動を軽視し、ひいては臨時緊急時の即応性・即断性を求められる体制に支障を来すと考えられることから、管理職特別勤務手当の適正支給を求める」行政措置要求を行いました。2018年11月に出された人事院の「判定書」は、①いずれも発生した交通事故に迅速、適切に対処するために、自宅にとどまって勤務することが合理的であったと認められ、そのような場合にまで、自宅において勤務したことをもって同手当を不支給とすることは適当でない。②ほぼ連続的にこれらの作業に従事しなければならぬ状況であったことが認められる。いずれも勤務官署における通常の勤務と同等の勤務を行ったものと見ることが相当である。③自宅において行われた勤務であるが、勤務を行った事情や勤務の具体的内容を見れば(略)管理職特別勤務手当の支給対象に該当すると認められる。④管理職特別勤務手当の支給に当たっては姫路事故対応及び京都事故対応のような勤務について、同手当の支給対象となる勤務として、所要の給与上の措置を講ずべきである。以上のように、当局の不支給の判断をことごとく覆し、さらには事案のような勤務についても支給対象になると判定しています。

★管理職特別勤務手当は、請求しなければ支給されません

私たちが管理職員の勤務時間、連年にわたる定員削減の結果増えることはあっても減ることもなく、さらには休祭日のイベントなどの参加や災害時の緊急体制など肉体的にも精神的にも過酷なものとなっていきます。

管理職特別勤務手当は「俸給の特別調整額(管理職手当)を補充する趣旨で支給される手当で、他の給与では必ずしも十分評価されているとはいえない週休日又は休日等における勤務に対し支給される手当」として1992年4月に新設されました。

その後、2007年4月には管理職特別勤務手当の支給額アップの要求も実現してきました。

さらに、頻繁する災害に対応した緊急体制が続く中、管理職員でも災害時や深夜勤務の超過勤務手当支給をユニオンが要求する中、人事院が「ユニオンさ

んの要求もあり」と説明したように国土交通省の管理職員の勤務状況を念頭に置いた「管理職深夜勤務手当」が2015年4月より施行されました。

従来の管理職勤務手当は週休日、休日にしか支給されませんが、平日の深夜勤務にも支給されるようになり、ユニオンが結成当時から掲げてきた「管理職員でも災害時及び深夜勤務には超過勤務手当の支給」要求が組合員の粘り強い運動によって実現された手当です。その際、「管理職特別勤務手当の支給等について」が人事院から発出された「時間と場所の制約」は取り除かれま

理由があれば自宅で行った勤務も支給対象であり1時間未満であっても時間に制約されず支給対象となりました。従って、「在宅勤務」については勤務内容を記録して

おくことが大事であり、緊急・臨時の場合で「在宅勤務」が「官署勤務」より即応性・効率上などから見て合理的である場合は支給対象となります。こうした場合、自宅で勤務しても勤務官署と同等な業務を行うことは誰が見ても明らかです。適正な支給や支給要件の緩和などの他、TEC-FORCE派遣・災害時の超過勤務手当支給要求なども含め改善していく必要がまだまだあります。

管理職の皆さん

「緊急・臨時」の業務で、週休日及び平日の深夜0時以降5時までの間に及んだ場合、それが一時間に満たない時間であっても、手当の支給を請求しましょう。また、緊急・臨時の場合で、「在宅勤務」が「官署勤務」より即応性・効率上などから見て合理的である場合、業務内容の記録を行い、手当を請求しましょう。

管理職特別勤務手当 管理職員が休日等に出勤した場合支給される/円

区分	6時間未満	6時間以上
3種	8,500	12,750
4種	7,000	10,500
5種	6,000	9,000

課長・出張所長は4種

管理職深夜勤務手当

平日の午前0時から午前5時の間、短時間でも勤務した場合。課長・出張所長は四種

府県部長	3種	4,300円/回
管区課長	4種	3,500円/回
地方課長	5種	3,000円/回

ユニオン の意見を 反映する ための 「意見 書」を 提出 する こと

年内閣人事局は「公務員の定年引上げについて」の申出を踏まえつつ、国民の理解が得られるよう、政府として更なる検討を重ね、結論を得るまで「い」と考え、その際、皆様も含め、関係者の意見も聞き取り、進めてまいりたいと

の交渉)としていますが、一向に検討内容を明らかにしていません。内閣人事局が「皆様も含めた・意見を聞きつつ進めてまいりたい」としているところでもあり、他の労働組合とも協議し全職員を対象にして総理大臣あての署名に取り組んでいくこととしています。各支部で具体化を図り、来年1月から2月にかけて取り組んでいきます。



【要求項目(案)】

- ①「役職定年」制の対象は、H23年の人事院の「意見の申出」で出された本府省の局長・部長・課長など政令職以上とし、出先の課長・出張所等は「管理監督者」にあたらなことから、「役職定年」制の対象から外すこと。
- ②定年延長にあたっては、再任用も含む本人の希望を最大限尊重するなかで雇用と年金の接続を図るものとする。
- ③定年延長による給与水準は、60歳時の年間収入を引き下げないこと。
- ④退職金は一番高い金額を60歳以降で、本人の希望に応じて支給できる制度とすること。
- ⑤定年延長を理由に昇任、昇格ペースを落とさないこと。
- ⑥60歳以降の定員については、定員増あるいは60歳以降の特別・別枠とすること。